

各研究会等における検討状況

2018年12月4日

ネットワーク中立性に関する研究会
プラットフォームサービスに関する研究会
モバイル市場の競争環境に関する研究会
消費者保護ルールの検証に関するWG

- 電気通信事業分野における競争分野における競争ルール等の包括的検証では、以下の事項について検討することとしており、一部の事項については、専門の研究会等を立ち上げて検討を行っている。

プラットフォーム
(アプリケーション)

■ 通信ネットワーク全体に関するビジョン

2030年頃の実現が見込まれる通信ネットワークの未来像を踏まえ、電気通信事業政策の在り方を包括的に検討する。

■ プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

通信の秘密の保護等の観点から、利用者情報の適切な取扱いを確保するための方策等について検討する。

コアネットワーク

■ ネットワーク中立性の在り方

プラットフォーム事業者を含む関係者間のネットワークに係る費用負担や利用の公平性についてのルールの在り方、利用者に対する透明性の確保の在り方等について検討する。

アクセス回線

■ 通信基盤の整備等の在り方

モバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討する。

利用者

■ モバイル市場の競争環境の確保の在り方

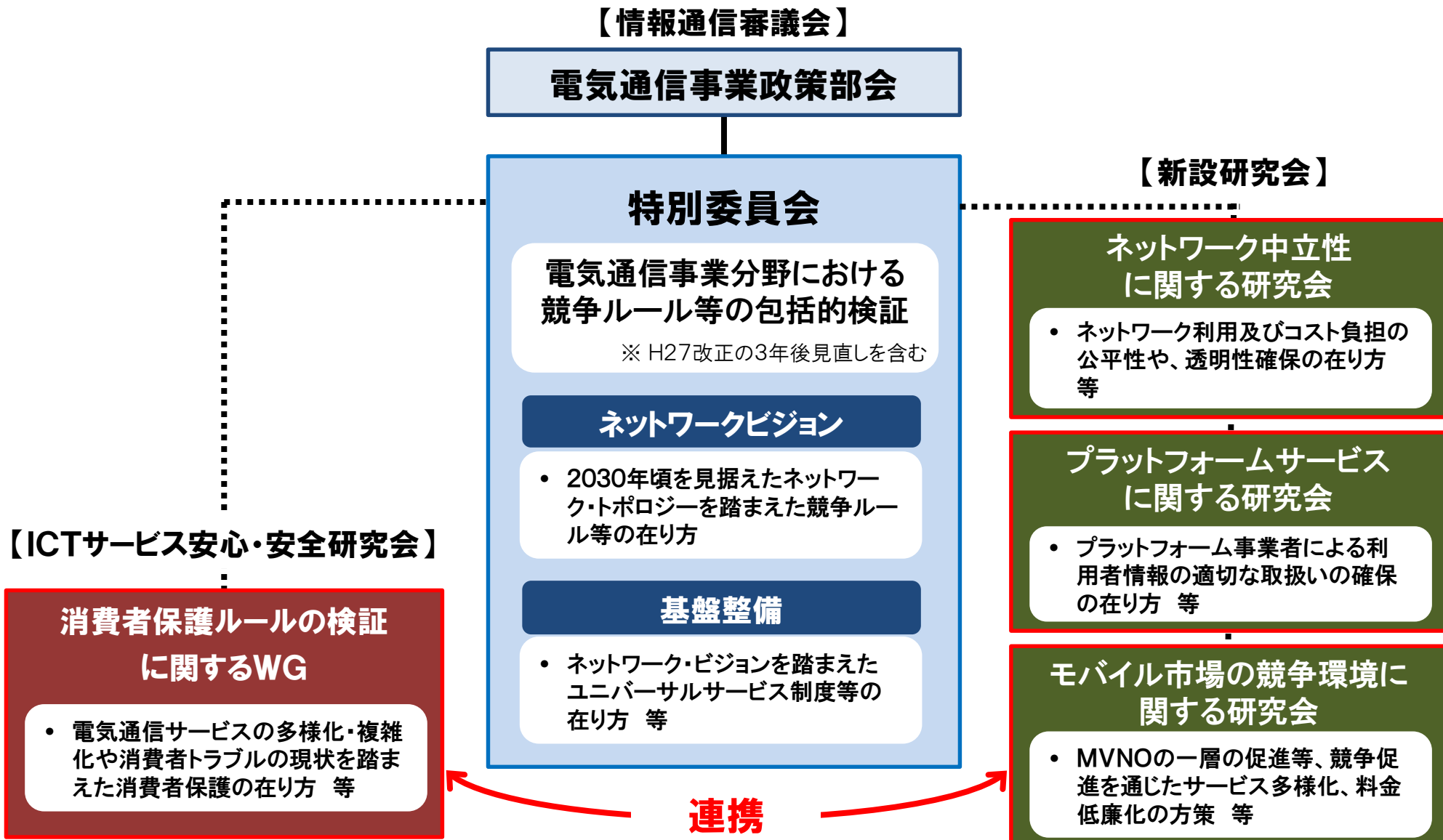
多様なニーズに対応するMVNOの役割増大が見込まれていること等を踏まえ、MNOによるMVNOへのネットワーク提供条件の同等性・透明性の確保に係る方策等について検討する。

■ 消費者保護ルールの在り方

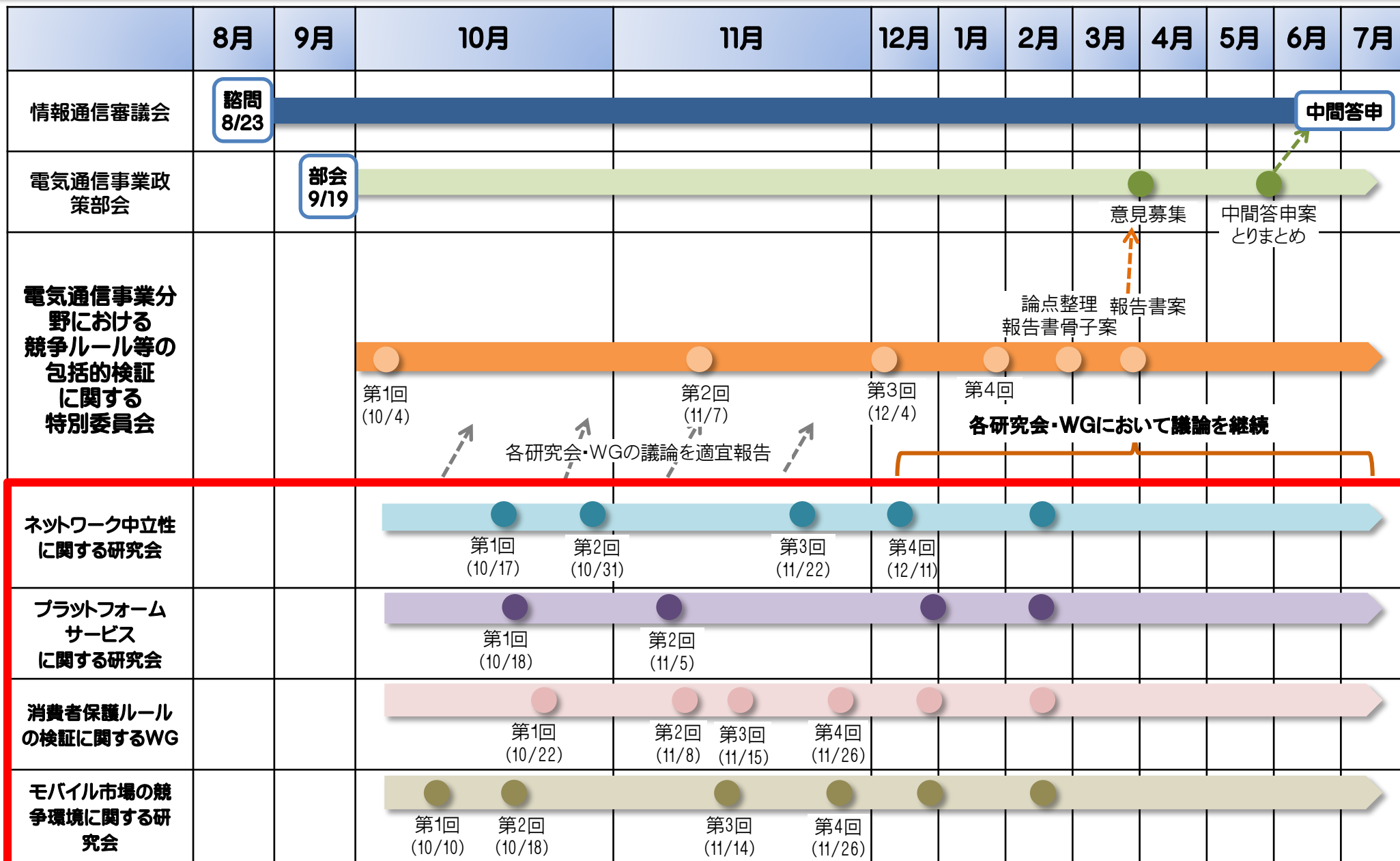
サービスの多様化・複雑化を踏まえ、消費者保護ルールの在り方について検討する。

■ その他必要と考えられる事項

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。



各研究会等の開催状況




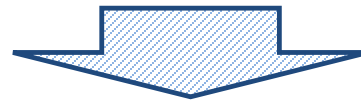
※ 情報通信審議会総会（6月～7月頃開催見込み）を含め、上記は全て現時点での想定。なお、必要に応じて緊急提言を行うこととする。

ネットワーク中立性に関する研究会の検討状況

インターネットが果たしてきた役割とネットワーク中立性について

【インターネットが果たしてきた役割】

- 世界中の人・端末とつながる高度かつ低廉な通信手段の提供(メール、VoIP、TV会議システム等)
標準化された通信規約に基づき、世界中の多様な主体が自律・分散・協調して運営するネットワークが相互接続されており、利用者は多様なアプリケーション・端末を活用して世界中の人・端末と情報をやり取りすることが可能。
 - 自由かつ多様な表現の場の提供(Web、掲示板、SNS、検索エンジン等)
個人を含めた多様な主体が、知識、アイデアや作品等を公開、他者と共有、議論することが可能。多様かつ膨大な知識、アイデアや作品等に容易にアクセスすることが可能。
 - イノベーションの場の提供(オンラインショッピングモール、オンラインバンキング、コンテンツ配信、多様なニーズのマッチング等)
個人を含めた多様な主体が、国境を越えて多様なサービス・コンテンツを提供し、協調・協創することが可能。
- 
 - インターネットの活用による、実社会での活動・業務の効率化及び利便性の増進
 - 社会参加の促進(物理的・身体的制約等の軽減・緩和)を通じた社会の公平性・公正性の向上



本研究会においては、インターネットが今後も上記のような役割を果たすとともに、社会の公平性・公正性の確保に寄与するよう、「ネットワーク中立性」に関するルールを検討する。

具体的には、「ネットワーク中立性に関する懇談会」において提唱された「三原則」を基本としながら、個別課題への対応や、「中立性」を確保・維持するための仕組み等について議論を行う。

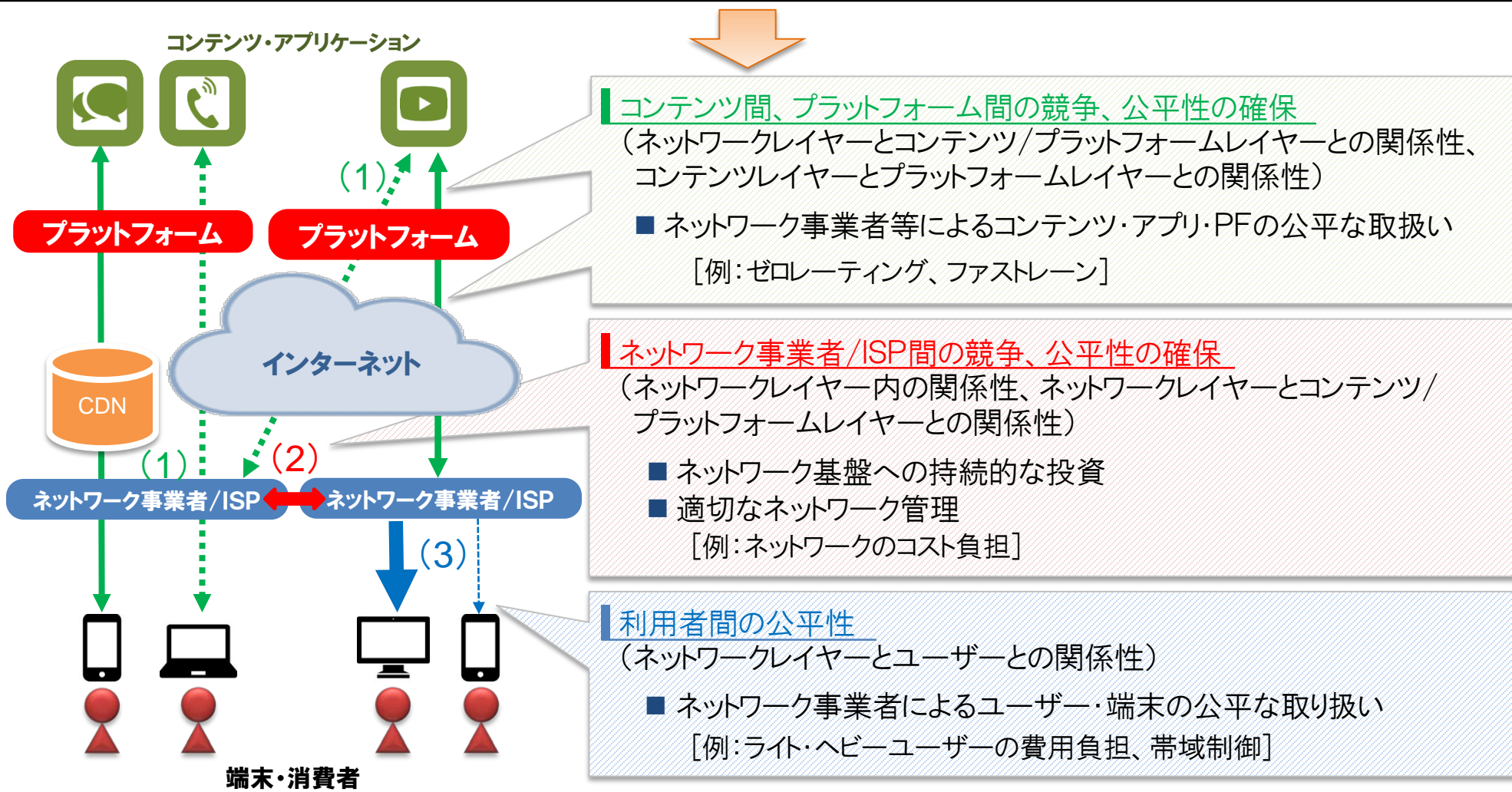
【ネットワーク中立性を確保するための三原則】

- 1) 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- 2) 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク(IP網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行なうことが可能であること
- 3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

本研究会における検討スコープ

【「スコープ」の観点から整理した検討項目】

- 「the Internetへのアクセス」に関する利用者の利益を保護する観点から、「ネットワーク中立性」に関するルールを検討。
- 「ネットワーク中立性」確保の中心となるのは、アクセスサービスを提供するネットワークレイヤー(ネットワーク事業者/ISP)。
- 各レイヤー内やレイヤー間の健全な競争環境の確保等の観点から、ネットワークレイヤーと他レイヤー(コンテンツプロバイダ、プラットフォーム)や利用者との関係性を含めた議論が必要。



① 基本的視点

- インターネットの在り方・役割(特長としての「自律・分散・協調」、通信手段の高度化・低廉化、自由な表現の場、イノベーションの創出など)と目指すべき姿・均衡点(利用者の権利(公平な利用等)の保証、競争・新規参入の確保など)
- 「ネットワーク中立性」が確保されるための要素・基本的な考え方(「ネットワーク中立性」の意義、環境の変化を踏まえた従前の「三原則」の有効性検証・再確認など)
- 本研究会における検討スコープ(CDN等のインターネットトラフィックに関わる様々な取組等を踏まえつつ、the Internetへのアクセスサービスを提供するネットワークレイヤーを中心に、消費者や上位レイヤーとの関係性を含めて議論)

② 具体的検討項目

①プラットフォームレイヤー・コンテンツレイヤーを含むレイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境の確保、②イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進、③十分な情報に基づく消費者の選択の確保を図るため、ネットワークの利用及びコスト負担の公平性の観点から、以下の項目について検討。

- トラフィックの優先制御(対象サービス、技術的条件、運用の検証)、適切なネットワーク管理(平時及び非常時のトラフィックの混雑への対応)についての整理(通信の秘密との関係性の整理を含む)
- ゼロ・レーティングやスポンサーデータ等に関するルール(利用者・社会にとっての価値・便益、利用者の権利や競争に与える影響、消費者・事業者に対する情報提供・説明責任の在り方)
- 技術革新及び通信技術を活用した新たなサービスの登場を見据えた、ネットワークへの持続的な投資を可能とする仕組みの形成、各ステークホルダー間の費用分担の在り方(必要性)

③ 「ネットワーク中立性」を確保・維持するための仕組み

- 「ネットワーク中立性」確保のためのルールの在り方(法的規制、自主規制、共同規制、市場原理(競争)を通じた確保、関係者の関与の在り方など)
- 事業者による消費者や他の事業者に対する情報公開の在り方
- 「中立性」の確保状況の検証に必要となるデータと、その測定・収集・分析・検証・公表に係る体制

プラットフォームサービスに関する研究会の検討状況

検討の進め方

電気通信事業及びプラットフォームサービスを取り巻くプライバシー保護等に関し、今後の市場動向や諸外国の政策動向を踏まえ、次の基本的視座の下、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討する。

基本的視座

- ① 利用者の視点からのプラットフォームサービスの適正な運営の確保
- ② 社会基盤として重要な役割と自由な情報の流通の促進を担うプラットフォームサービスの位置付け
- ③ イノベーションの促進と利用者利益の保護のための枠組みとのバランスの確保

プラットフォームサービスの範囲

プラットフォームサービスの多様化を踏まえ、各レイヤにまたがって多様な業態・領域によりサービスが提供されている現状を把握し、分析の射程を検討。

主要な検討項目

- ① 利用者情報の保護の在り方
- ② トラストサービス等の在り方
- ③ 国際的潮流との制度的調和と法令適用等の在り方

① 利用者情報の保護の在り方

- 電気通信事業者又はプラットフォーム事業者が取得・保存する情報に対する現行規律の適用状況等を踏まえ、通信の秘密・プライバシー保護の在り方を検討。その際、利用者情報の利活用促進の観点も考慮。
- プラットフォーム事業者が収集・蓄積・利用する利用者情報について、保護対象とすべき範囲の捉え方を検討。

(これまでの主な意見)

- 公正な規律の在り方とともに、事業者の自主的な取組みを後押しするような検討が重要。
- 電気通信事業法上の通信の秘密によって本来守ろうとしてきたものが、国民の社会基盤としてのプラットフォームサービスにおいて、どのように守られるべきか、改めて深掘りをしていくことが必要。
- 利用者の便益に資する利用者情報の活用を促進する観点から、一律に硬直的な規律を適用するのではなく、今後の技術やビジネスモデルの発展を踏まえて、柔軟な規律の在り方が考慮されるべき。

② トラストサービス等の在り方

- 利便性の向上、信頼性の確保、競争力の強化等の観点から、**多様な事業者によるID連携・データ共有・活用を促進**するための環境整備について検討。
- **我が国のトラストサービス（電子署名、利用者認証、タイムスタンプ等）の在り方**について、国際的な相互運用性の確保、プラットフォーム事業者によるIDを活用したサービスとの関係、実現に要するコスト等の観点も踏まえ、検討。

（これまでの主な意見）

- EUではeIDAS規則においてトラストサービスによる安心・安全な環境を整備しているところ、日本においてもトラストサービスを制度としてどのように体系化するか検討が必要。
- 今後の日本の社会において、有用なトラストサービスを確保し、その上でさらにトラストアプリケーションサービスが成長していくことが有用。その際、国際連携や民間団体との連携に整合性があるような規律を考えるべき。

③ 国際的潮流との制度的調和と法令適用等の在り方

- **国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和**について、グローバルな市場環境に即した政策対応を検討。
- 通信の秘密やプライバシー保護について、現行の電気通信事業法の規律が及ばないことにより、**プラットフォーム事業者と電気通信事業者との間で運用・執行に差異が生じる非対称性**について、政策対応の在り方を検討。
（ハードロー的アプローチとソフトロー的アプローチとの使い分け、消費者対応の在り方等）

（これまでの主な意見）

- 公正な競争環境が整備されるよう、プラットフォーム事業者が保有する利用者情報の取扱いやその他制度面の扱い等においてイコールフットINGの確保を重視すべき。
- 法執行の在り方について、事業者によるソフトロー的な規律等との関係について幅広く検討すべき。

その他（フェイクニュースや偽情報への対応）

- EUにおける政策手段（行動規範の策定等）を参照しつつ、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護の観点から、**フェイクニュースや偽情報への対応**について検討。

**モバイル市場の競争環境に関する研究会及び
消費者保護ルールの検証に関するWGの検討状況**

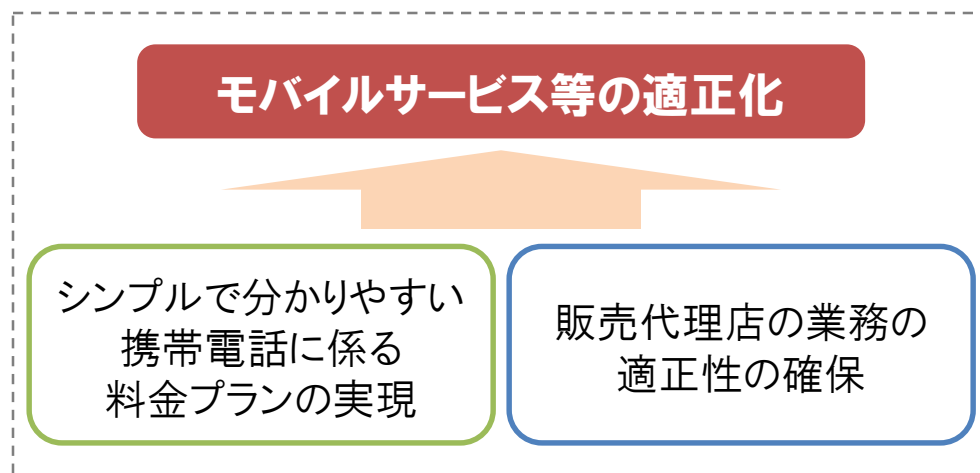
概要

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」が合同で、**モバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理**したものの。

構成

以下について、**電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施**することを提言。

- ①シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現
- ②販売代理店の業務の適正性の確保



議論の経緯

モバイル市場の競争環境に関する研究会

第1回(10/10) 事務局説明ヒアリング①
第2回(10/18) ヒアリング②
第3回(11/14) ヒアリング③

消費者保護ルールの検証に関するWG

第1回(10/22) 事務局説明ヒアリング①
第2回(11/8) ヒアリング②
第3回(11/15) ヒアリング③

第4回(11/26)
【合同会合】
緊急提言案

パブリック
コメント
(~12/18)

最低限の基本的なルールとして電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施

主な問題点

- ❑ 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。
- ❑ 割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合があり、利用者を過度に拘束。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)は、通信役務の継続を条件とし、利用者を困り込み。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランが実質的な選択肢となっていない。
- ❑ 違約金の算定根拠が不明。
- ❑ 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。

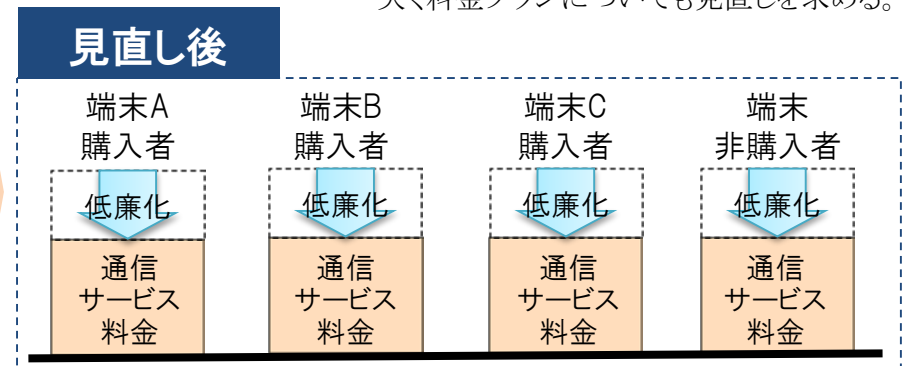
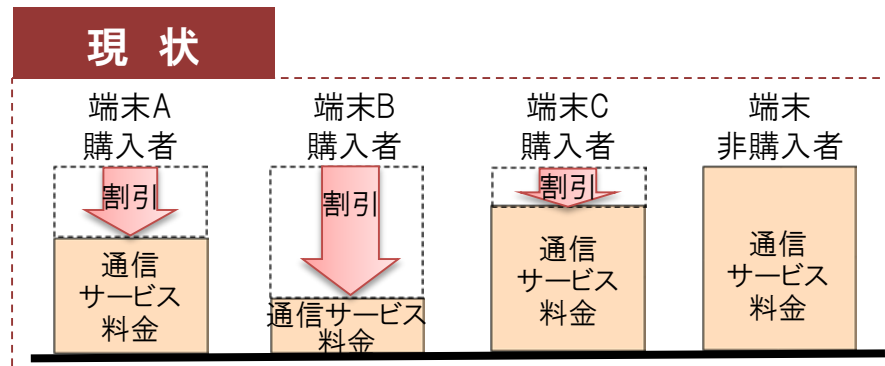
主な提言

- ❑ 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。
- ❑ 通信契約の一定期間の利用継続を条件とした端末代金の割引の見直し。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)について抜本的に見直し(通信契約とのひも付けを禁止)。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。
- ❑ 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。
- ❑ 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

<想定される料金プランの見直しイメージ>

※このほか、過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランについても見直しを求める。



通信料金と端末代金の完全分離

行き過ぎた期間拘束

販売代理店の業務の適正性の確保に向け、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を実施

主な問題点

- 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、**販売代理店への指導は一義的には通信事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分。**
- 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。
- 通信事業者・販売代理店による**利用者に誤認を与える勧誘**のほか、販売代理店における**独自の過度な端末購入補助や店頭広告等の不適切な業務は、業務改善命令の対象外。**

主な提言

- **行政が販売代理店の存在を直接把握できるよう届出制度を導入。**
- 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える**不適切な勧誘行為**(社名や勧誘目的の不明示等)**を禁止。**
- **販売代理店の不適切な業務実態**(独自の過度な端末購入補助等)について**業務改善命令の規律を導入。**

現状

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店を直接把握する手段なし
(通信事業者を通じて把握)

利用者に誤認を与える勧誘への規律なし

端末の販売・広告等に係る処分権限なし

見直し後

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店の届出制を導入

利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止

通信サービスの提供を前提条件とする
端末の販売・広告等について、
業務改善命令等の規律を導入

今後の検討の方向性

モバイル市場の競争環境に関する研究会

- ❑ 接続料の算定方法の見直し、IoT向けサービスに係る競争ルール等について検討を深める。
- ❑ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)で取り上げられた事項について実施状況の検証を行う。

両会議で本緊急提言に沿った取組の進捗状況についてフォローアップを行う。

消費者保護ルールの検証に関するWG

- ❑ 以下について検討を深める。
 - 契約手続時間の長さや高齢者への適切な対応など、契約時の説明の在り方
 - 利用中や解約時の説明の在り方
 - 一定規模以下の法人のサービス利用の保護の在り方等

スケジュール(想定)

2018年		2019年											
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				▲			▲			▲			▲
				特別委員会(注)			中間答申			特別委員会(注)			最終答申
▲	▲	▲		▲						▲			
11/26 緊急提言案	パブコメ	緊急提言 取りまとめ		中間報告						最終報告			

(注) 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会

(※) 必要に応じて緊急提言を行う。